

少年院における教科指導の役割

矢 作 由美子

(文教大学教育研究所客員研究員)

The Role of Instructions on Subjects in Reform Schools

YAHAGI YUMIKO

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

要 旨

2014年の少年院法改正後、教科教育の指導内容や方法、体制について強化された。そのことを踏まえて本報告は少年院における教科指導と教育程度についての現状を示す。次に文献研究として、教科指導に関する国内文献27本を整理し、近年の教科指導の内容、及び、指導上の課題を明らかにする。続いて広域通信制高校と少年院の実績を示すとともに、今後、矯正施設における教科指導の外部支援事業者との連携実績を紹介する中間報告である。

はじめに

2016年12月7日に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年法律第105号)が成立した。文部科学省(以下、「文科省」とする。)は、同法第7条第1項の規定に基づき、2017年3月31日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を示した。その基本的な考え方は、同法第3条に明示される5つの基本理念に基づく。その基本理念のうち「四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者・・・、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、・・・、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、・・・」と掲げられている。では、「その者」とは誰を指すのか。この文科省の基本指針を受けて、基礎教育保障学会理事会は、2017年2月28日付で「教育機会確保法第7条に基づく基本指針に関する提言」を示している。その提言には、「その者」として「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受

けていない者」(未修了者)、「不登校児童生徒」だけでなく「非識字者」「外国にルーツのある子ども」(「不就学」あるいはそれに近い状況にある者)などが示されていた。しかし、学校教育法18条の「・・・その他やむを得ない事由」に当たる「就学猶予(免除)対象者」、及び、「受刑者」については明示されていなかった。

なぜ、外れていたのか。それは「その者」が学校の枠から外れた者だからではないだろうか。なかには、不本意にも学校教育から距離を置いた者もいるだろう。仮に、「その者」が非行少年だとすれば、少年司法手続きのルールに乗った者、あるいは、学校から離れてしまっている者という扱いが文科省から示されているからではないだろうか。文科省は学籍について、「家庭裁判所の審判決定等によって少年院・・・に送致された者は、通常、保護者の願い出により就学義務を猶予(免除)し、学校に籍がなくなることになるため、在学者として扱いません。」と回答している¹⁾。

「在学者として扱いません」とするなら、菊地(1983)が言うように、その者たちは

「学校教育からの排除」された者たちで「彼らの学習権が否定されている」者たちである(菊地、pp.81-83)。

2014年の少年院法改正後、教科教育の指導内容や方法、体制について強化されたことで文献数も増加することが期待された。しかし、資料1に示すように、学校等と連携した修学支援についての論文数が少ないことが分かってきた。そこで本報告は、まず、1. 少年院における教科指導と教育程度について、2. 文献研究として、教科指導に関する国内文献27本を整理し、近年の教科指導の内容、及び、指導上の課題を明らかにする。続いて、広域通信制高校と少年院の実績を示す。この実績を礎に、新規事業として、2021年度から少年院在院者に対する高等学校の学びの機会として私学の広域通信制高校との連携体制が始まる。今後、矯正施設における教科指導の外部との連携実績を踏まえた少年院の効果的な取組を紹介する中間報告である。

1 少年院における教科指導と教育程度

(1) 少年院における教科指導

少年院法第23条に基づき、教科指導は、義務教育課程の在院者には学習指導要領に準拠した指導が行われている。従前から教科指導は、教員免許を持つ職員を中心に行い、外部の指導者が入ることは極めて限られていた。しかし、2014年6月に施行された新少年院法及び少年鑑別所法に基づき、少年矯正の姿勢は、「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所の実現」へと大きくかじを切ることとなった。その為には、社会に存在する様々な仕組みや、民間支援団体などと、有機的に連携していくことは重要となる。

しかし、矯正施設特有の事情から、これまで外部講師の依頼や支援者も限られるなかで内部の職員が担うことが多かった。従来からある「分かるまで教える」という教育スタイルに変わりはないが、「タブレット端末を用

いた習熟別のドリル学習アプリの活用」など、個別指導にも力を入れている。近年では、A少年院のように、理科・英語・数学の指導では、電子黒板を活用し、英語の音声や動画、実験映像や立体的な図形など、視覚から入るICTの導入は学力が乏しい少年にとってメリットは大きい。矯正職員からの聞き取り調査でも「復習や宿題などで、タブレット端末を使うとモチベーションが高まるので、勉強のつまずきの克服となっている。」といった少年の学力向上につながっている話が聞けた。また、職員側にとっても「学習支援のツールが増えることは、指導する職員側も、わかりやすい解説や、会話が増え、教材準備を含めて負担の軽減につながる」ことや、「板書が苦手な職員にとっては、電子教科書やPowerPointで作成したテキストを電子黒板等に表示することができるので、その都度、黒板に書いていた時間を短縮できるため、それによって、本来の説明や指導の時間を増やすことが可能である。」などメリットが伝えられた。

ただし指導していく上での制限もある。例えば、危険物を取り扱うような理科の実験関係については、鷺野(2017)が述べているように、「例えば、薬物事犯者から化学・薬学等の勉強をする旨の申出があっても、危険ドラッグの生成方法等の記載のある書籍等での学習は、少年院の長は許可しない」(鷺野、p.230)。

矯正施設における教科教育は、学校で得られる教育と変わりはない。学力に乏しい彼らに対して、学びの機会を提供し、能力に応じた基礎教育を保障することは、彼らの更生に導くための重要なプロセスである。

(2) 少年矯正施設の在院者の教育程度

我が国の高校進学率は、98.8%と、ほとんどの者が高校に進学する状況にある。しかし、少年院の在院者は、これまで学ぶ機会や

その支援を十分得られないままに、学習への苦手意識や、あきらめ、劣等感を抱いている少年が少なくない。図1に示すように、2019年の少年院入院者全体（1727人）の「男女別構成比」は以下の通りである。男女共に、10年前の1989年は「中学卒業」が最も高く、男子が6割、女子は5割を超えていた。しかし、2019年を見ると1989年と比べ、男女共に、「高校中退」の構成比が高くなっている。

2 研究方法

(1) 検索方法

国内文献を対象に、CiNiiを用いて、2021年5月に検索をした。キーワードは「矯正and教科教育」が157件、「矯正教育and教科教育」は31件だった。「矯正and教科教育and少年院」が31件だった。また、矯正図書館の

文献検索では112件（2020年7月まで）。国立国会図書館リサーチでは「矯正and教科教育」60件だった。いずれの検索システムの中に重複するものもある。

(2) 文献研究

① 研究方法

研究方法としては、藤田（2013）の先行研究を参考にしながら、資料1に示すように、近年の矯正施設における教科指導の動向を踏まえて時系列に整理した。特に公教育の導入や、教科教育の実践活動の変化とその内容、指導上の課題について記述のある文献27本を文献検討の対象とした。更に、課題を①個人・学校・家族の支援、②専門職として、③地域・システムの3つに分類することでより課題の顕在化を図る。

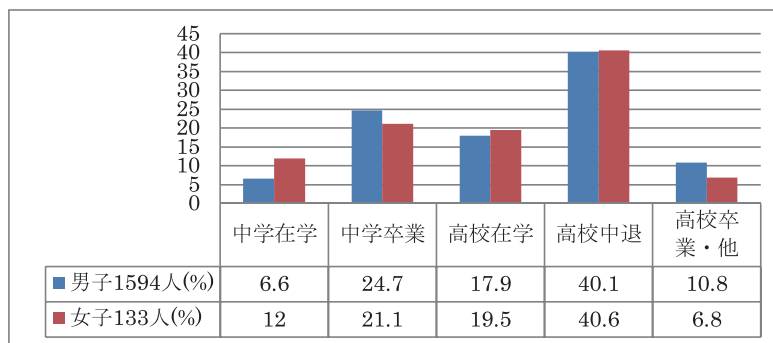


図1 2019（令和元）年における少年院入院者の教育程度別構成比
* 出典：令和2年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/2より

② 文献分析の結果（資料1参照）

成人施設の教科指導の実態調査を実施した元法務省職員の高田・東山（2010）の報告は、刑事施設における教科指導を中心とした過去にない質問紙調査である。しかし、少年院の教科指導に関する論文等は少なく、該当27本の内訳は、いずれも実践内容と課題が双方示されていた。資料1の一覧表に示すように、研究方法としては、事例報告が1本、文献研究が2本、量的・質的調査が1本、運用・事

業報告は2本、概ね実務担当者の実践報告が21本である。

近年では、谷村（2017）が義務教育未修了の少年を収容する教科教育専門施設の教科指導について法務省の見解レベルで紹介している。高橋（2020）は、外部講師として算数・数学を少年院で指導している立場から法務省矯正局との共同研究をおこない社会生活の基礎となる教育の保障から教科教育を実施する意義を示している。

③ 考察・課題

①教科教育に対する矯正職員の実務上の課題

研究動向の文献報告から、教科教育の実務上の実践的課題としては、表1に示すように、(1) 伝統的な課題と(2) 近年の課題に分類することが出来る。伝統的な課題としては、専門職としての能力開発における課題として、発達障害などの問題を持つ在院者への対応の難しさと、教材の開発である。そして、今も昔も変わらないのが、少年矯正施設と学校との連携の難しさである。藤(1984)は、少年院側から学校に復学希望の連絡を入れると「拒否的な学校もないわけではない」と述べている(藤、p.76)。確かに、矯正職員から直接話を聞く中で、「卒業式前に少年が復学してくることに否定的な学校がある」ことや、「卒業証書を在籍校で発行することをためらう学校も少なくない」という。そのような学校側の意向と気持ちに配慮しつつ少年院は、粘り強く学校との連携を模索し、少年院側から、「電話や手紙を通じて幾度となく学習ニーズが高まっている在院生の変容ぶ

りを学校に伝えている」。その結果、「最近では、学校関係者の訪問が増えている」と良好な関係性の変化をきく。

資料1に示すように、嶋谷(1987)、和田(2009)は、個々の少年院内での教科教育と、出院後に向けた進路指導を重視すべきであると伝えている。齊木(2010)もまた教科指導の難しさについて「年間を通じて五月雨式に入院があり、教科指導の指導開始時期がまちまちであるため、学校のように4月～翌年3月までの1年間を使って指導計画を立てる事は困難である。・学習指導要領のエッセンスを抽出しつつ少年院独自の指導モデルの構築が求められる」と述べている(齊木、p.83)。

近年、ICTの活用と併せて環境整備が急務となる中、職員の間でのデジタル化への自信の有無については差異がみられる。その改善策として後述するように、ようやく外部事業者との事業協働も始まったばかりである。その際の外部との通信手段については、未だに慎重姿勢を崩さない法務省に対して、外部事業者からはそこが課題であると指摘されている。

表1 教科教育に対する矯正職員の実務上の課題

	大分類 (主な課題)	小分類 (具体的な課題)
(1) 伝統的な課題	個人・学校・家族への支援における課題	学習支援についての課題：義務教育未修了者に関する対応の難しさ
		学校との連携・協力が課題
		出院後を見据え、社会復帰を視野に入れた進路指導などの支援の難しさ
	地域・システムにかかわる教育活動における課題	地域の外部支援ネットワーク構築と活用に消極的
		公教育の導入が課題
		発達障害等の問題を持つ在院者への対応の難しさと教材の開発が課題
(2) 近年の課題	個人・学校・家族への支援における課題	在院者の学習ニーズを捉えた教育プログラムの開発
		出院後の進路については、本人と保護者等が同じ方向性を持つことができるように調整が課題
		高等学校での学習を希望する在院者に対する学習時間の確保が課題
	専門職としての能力開発における課題	ICTを活用した授業展開に対する自信の差異
		高等学校での学習を希望する在院者に対する指導力の差異
		他機関・他職種との連携やネットワークづくりが課題
地域・システムにかかわる教育活動における課題	高等学校教育機会の提供の実現に向けての課題	

②公教育の導入について

公教育の導入話で引き合いに出されるのが、松本少年刑務所¹⁾と、児童自立支援施設²⁾である。少年院において学齢児童生徒が入院した場合は、少年院法第26条第1項に基づく学校教育に準ずる内容の指導が行われている。児童自立支援施設については、現在では、ほとんどの児童自立支援施設において地域の小・中学校等への通学や施設内における分校・分教室が設置されており、学校教育法第18条にある「やむを得ない事由」の対象ではないので、保護者は就学義務の猶予・免除を受ける必要はなくなった。

少年院における公教育の導入について記述がある論文や資料は数少ない。藤（1984）の論文には、当時の話として「神戸市教育委員会側から、分校性を採用したら、少年院に対して人的にも・・教員派遣出来るなど提案がなされ」ていた。その後、「早々、中央に何を立てたが不可」（藤、p.75）となった事実が記されていた。また、2017年5月31日第4回の再犯防止推進計画等検討会では、委員の小畑輝海氏から「少年院でも分校の付設が望ましい」と意見が示された。しかし同様に最終報告書には、公教育導入についての検討は消えていた。いずれも法務省の姿勢は、伝統的な矯正教育に基づく教科指導の形を維持する意向が示されたといえる。ただ推測の域でいえば、罪を犯した少年に対してどこまで国の予算を使えばよいのか、法務省が予算折衝を含め各省庁間の協議をする労力が膨大であることは否めない。その理由を法務省の担当者に見ると「近年、受験指導を実施し実績があがっている」こと³⁾、「矯正職員と在院者の信頼関係が崩れかねない」ことが一番の理由のようだ。また「少年院の場合、在院期間が概ね1年以内と短いことから公教育の体制づくりにはなじまない」という見方が根強くある為、現状維持がよいとの話が聞けた。

3 少年院在院者に対する高等学校教育機会の確保

(1) 高等学校教育機会を充実するための新たな取組の動向

2020年6月25日、第1回「少年院における高等学校教育機会の提供に向けた検討会」が開催された。この検討会は、法務省、文部科学省、全国高等学校通信制教育研究会、複数の通信制高等学校が参加し、少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた方策が話し合われた。少年院では、2007年度から、高等学校卒業程度認定試験を少年院内で受験することが可能となり、受験者数も2010年までは400人以下であったが、2019年には、502人と増えている。今回設けられた検討会は、私学の通信制高等学校との連携を視野に、出院後の学びの継続性に重きを置いた実務者会議として位置づけられていた。

この検討の進捗状況については、法務省は検討会の内容について公表を控えていたが、文科省は、「2020年9月7日高校WG（第11回）の会合」の配布資料1として『少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた検討会における検討状況について』を公表した。論点としては、①在院者の通信制高校の編入学と出院後の継続的な在籍に向けた方策、②少年院における矯正教育の高等学校における単位認定に向けた方策、③その他少年院と通信制高校との連携方策、と3つが検討課題であった。

特に文科省は、②の「少年院における矯正教育の単位認定」に論点を絞り説明がなされていた。法務省との協議により文科省は、2019年7月3日『再犯防止推進計画』を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）』（元受文科初第261号）が発出された。

その通知には、「保護者は教育委員会に就学義務の猶予又は免除の願い出をする必要はなく、在院中も引き続き入院前に通学していた学校に在籍することができる」とされた。

さらに、「少年院における矯正教育について、復学・転入学する高等学校の学校長が十分な教育効果を有するものとして認める場合には、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を付与する方策を、必要に応じて制度改正を実施することを視野に検討する」ことが明示された。こうして出院後、高等学校への復学・転入した場合は、改めて履修・修得するという二重負担が軽減されることになった。また、在院中の児童生徒の学習評価と、卒業の認定等については、矯正教育を受けた日数は指導要録上、「出席扱い」とすることや、「評価も同様」との考えが示された。まさに、少年院における「準ずる教育」（少年院法第26条「教科教育」と、27条「学校の教育課程に準ずる教育の教科指導」）の実績が文科省から評価されたといえる。今後も、法務省と文科省が協議を重ね、学校教育法関連の制度改正が進むことを期待したい。

（2）広域通信制高校と少年院の連携

これまでの法務省矯正施設内における通信制高等学校の連携がどのように図られてきたのか詳細に知り得ることはなかった。文科省は、子ども若者支援事業として「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業（2018年～2020年）－多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及」を目的に委託調査を実施した。その中で、少年院等とNHK学園や公立通信制高校の実績報告がある。いずれの報告も貴重な資料で活字の制限があるので紹介にとどめ参考文献を参照して欲しい。

まずは、学校法人NHK学園（NHK高等学校）の報告で、2018年度（1年次）・2019年（2年次）の中間報告である。続いて、『（全国定時制通信制高等学校長成果物3）』の内、「（5）非行・犯罪歴を有する生徒のニーズに応じた指導方法等の調査研究」（107頁～）の報告がある。これは、実績のある「盛岡少

年院一岩手県立杜陵高等学校」「喜連川少年院一栃木県立宇都宮高等学校」「松本少年刑務所一長野県松本筑摩高等学校」の連携の経緯と現状、課題について報告がされている。

矯正施設と通信制高等学校の連携は高学歴化に対応すべく、1962年4月に富山少年学院（平成11年廃院）、1974年4月に喜連川少年院がそれぞれ県教育委員会の認可を受け、院内に学級を設けスクーリングはもとより学校側から教師が来院するなど指導が行われてきた。

また、これらの調査に関連して（公財）「全国高等学校定時制通信制教育振興会」は、2018年2月に『定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究』の報告がある。この報告書によれば、「非行経験（刑法犯在等）を有する生徒」の現状については、全体の5.7%と少ないながら「狭域通信制：2.1%」「広域通信制：4.1%」「定時制：7.7%」とわずかではあるが学びの機会を得ている者がいることが分かった。通信制の活用理由としては「地元の中学校と高等学校との関係が深く連絡を密にしていることが多く、反社会的行為を繰り返した生徒については、送る側からすれば送り難く、受け入れる側でも入学を躊躇する」といった非行歴のある生徒と進学の難しさが顕在化していた（全定通報告書、p.30）。

今後、広域通信制高校の提携モデルが予想される。多摩・愛光・茨城・交野等の少年院では、外部の通信会社・支援事業者等を交えたチーム編成の実績を積んでいる。条件があう在院者がいれば2021年度から受講は可能になる。ただし、私学の通信制高校との提携の場合は、院内でのICTを活用した環境づくりや、院内外での面接指導等の実施など、他の在院者とは別に学習時間とネット環境のある場所の確保など職員の課題が山積している。

最後に残された課題については、近年、就学支援制度の改正により、授業料が実質無料化になる世帯の条件が2020年4月から大きく

拡大した。しかし私立の通信制高校の場合、授業料とは別に、概ね年間35万円（Y学園の場合）は別途かかる。また、出院後の進路については、在院中から本人と保護者等が同じ方向性を持つためには調整役が必要になる。在院者の多くは経済的に厳しい家庭が多いことから広域通信制高校は限られた在院者の利用が予想される。先に紹介した少年院と公立通信制高校の提携実績を踏まえ、ICTの仕組みづくりの拡充を期待したい。在院者が学びと立ち直りを継続するためには、切れ目のない支援が必要だからである。

4 少年院における外部事業者（認定NPO/NPO法人等）との連携

少年院で学びの機会を得て出院した後、さらなる犯罪・非行を理由に学びを継続することが困難な場合がある。その結果、進路選択の幅が狭くなり再び学校等で学ぶ機会を失う者は少なくない。法務省は、2014年の少年院法改正以降、少年院内での外部支援事業者等による学習支援を進めている。

例えば、認定NPO法人“育て上げネット”（理事長 工藤啓）は、報告書『開かれた少年院実現に向けた少年院の取組実態に関する調査』の中で、教科指導（高卒認定試験合格のための個別学習指導）や職業指導（PC講習）、体育指導（外部のスポーツクラブとの交流等）を中心に、今後、外部事業者と「積極的に連携していきたい」あるいは「機会があれば連携したい」という意向を示す回答が9割以上少年院から寄せられていた（2019年10月：引用許可済）。しかし、このようなニーズを持ちながらも少年院によっては進み具合に差異があることが調査結果で明らかにされている。その要因については、いまだに矯正施設は、外部者との通信手段を手紙や電話以外の連絡方法に制約を置いている。その為、「お互いの連絡や情報収集にSNSを活用することが難しく支障が出ている」と指摘してい

る。その結果、少年院は、事業者がどのようなサービスを提供しているのか十分把握しきれていないために、ニーズはあるものの様子見の状態が続いている。また外部事業者も、「少年院という施設がどのような施設であるのか」、「法務教官が重視するポイントはどこか」といった点を踏まえて、「学習支援計画を提出しなければならないが情報が乏しいことから計画案が作成しづらい」と報告書では指摘している。

ようやく少年院では、ICTの活用だけでなく、外部の民間支援事業者等の連携協力を得たことで、在院者の学びの継続性を担保しつつ、将来の職業選択の幅を広げる相乗効果が現われている。例えば、出院後の学びに向けた支援の実績のあるNPO法人キズキ（代表 安田祐輔）は、これまで多摩少年院（東京都）、愛光女子学園（東京都）、交野女子学院（大阪府）といった少年院で、様々な団体と協力しながら学習支援事業を提供している。具体的には、2019年度の8月から、法務教官が担ってきた高卒認定試験に向けた授業を、毎週1回、茨城農芸学院に専門性の高いスタッフを派遣して、高卒認定試験に向けた勉強や、進学、復学に向けた勉強をサポートしている（2019. 11. 28日キズキブログより）。この実績を踏まえて、牛久市とNPO法人キズキで委託事業が始まった。NPO法人キズキは、公的な資金援助を得られたことは画期的で、SIB（ソーシャルインパクトボンド）の手法を用いた先行事例といえる。この事業は、法務省が、地域再犯防止推進モデル事業を牛久市に選定し、2018年から茨城農芸学院（少年院）で学習支援事業に携わってきたNPO法人キズキへ協力要請をしたものである。今後も、NPOキズキのように地方自治体経由であっても、安定した形で、少年院の学習支援事業が受託でき、外部委託支援事業を継続できる予算措置がとられることが望ましいといえる。

5 最後に

近年では、再犯防止という視点が加わり少年院出院後に向けた進路指導の強化に傾いている。少年にとって矯正施設における学びの継続と、進学・復学の切れ目のない支援は重要となる。少年院出院後の状況をみると、2018年の出院者2156人のうち、復学・進学が決定した者が152人(7.1%) (2019年では4.4%)と少ない。その一方で、進学を希望したけれども進学先が決まらなかった者は295人(13.7%)と、進学できない出院者が一定数いる。また、少年院仮退院者の再処分率(保護観察期間中に再非行により新たな保護処分等を受けた者の比率)をみると、学校という居場所がある学生・生徒は2017年度は、8.5%(2018年度では13.1%)と、無職が44.8%(2018年度では41.2%)に比べ明らかに低い。

このような結果からも、在院中からの進路相談と、出院後も継続的なかかわりを持つ外部支援事業者の存在は大きい。まさに更生の道筋は、社会的要因と、認知的要因のバランスのとれた良好な状態がデシスタンス

に結びつくと容易に想像できる。法務総合研究所研究部(2018)の調査でも、「出院、出所後の課題は山積している」とある(報告書58、p.33)。また、只野等(2017)の研究でも「非行からの立ち直り(デシスタンス)に関する要因の考察」で、「デシスタンスは、ある瞬間に生じる出来事(event)ではなく、ある期間を通じて進行・維持される過程(process)」と述べている(只野ら、p.86)。つまり、そこには、ある一定の時間を要するということである。

学びの継続と居場所の確保については、すでに積み上げてきた矯正施設と社会資源の連携実績と、新規に始まる広域通信制高校も加わり、より基礎教育の保障につながることを期待した。その為のチーム作りは重要となるだろう。現状の気づきとしては、「ルビ」がふられている電子学習者用教材(教科書)の導入を提案したい。その意味でも、先駆的な指導方法を行っている、公立夜間中学校や、自主夜間中学の教材等は、一度、矯正職員や更生保護に携わる方々は是非、見学してほしい。

資料1 少年院における教科教育における文献概要

著者	論文等名	刊行物名・発行	研究方法	所属	結果・考察
1 鈴木光高	矯正施設内の 高校教育--喜 連川少年院に おける教科教 育	刑政 91 (5) 1980-05 pp.30~37	実践報告	法務省 矯正局	1971年に教場の設置。職業指導を受けながら、高等学校卒業を目指し補習環境を整えながら生徒の学ぶ姿勢が示された。学校との連携はあるが、退院後の在籍継続までは難しいなど、課題が示された。
2 副島和穂	少年矯正教育 における教科 教育	刑政 65 (3) 1954-03 pp.38 ~43	運用報告	法務省 矯正局	個別指導のカリキュラムの必要性と以下の課題、①財源による施設の整備面、②不定期な入出、③千差万別な少年たち、④立地条件をあげた。
3 副島和穂	矯正教育概論	有斐閣双書： 1981	理論・実 践報告	法務省 矯正局	矯正教育とは何か、理論と実践を体系的に示した。
4 菊地和典	非行中学生に 対する保護シ ステムの現状 と問題点 ~ 義務教育との 調和を考える	犯罪社会学研 究 8巻 pp.75-91 1983、日本犯 罪社会学会	実践報告	家庭裁 判所調 査官	学校教育からの排除されている少年の学習権の保障について少年院での準ずる教育の中での収容能力、復学の円滑化、進学・就職の円滑化、補習活動の必要性と困難性の改善をもとめている。

5 藤 正健	施設内処遇担当者の反省 - 少年院教官の自己批判として	犯罪社会学研究 9 pp.68-79 1984 日本犯罪社会学会	実践報告	法務省 矯正局	教科教育の義務教育段階の公教育の導入についての難しさや、在籍校との連携の難しさといった、学校教育側との温度差など、現場の声としてあげ研究調査が必要である。
6 最高裁判所事務総局家庭局	盛岡少年院教科教育過程 (E I) の在院者を帰省させた上在籍中学校に通学させた事例 (資料)	家庭裁判月報 36 (5) 1984-05 pp.194-206	事例報告	最高裁判所事務総局 家庭局	特修短期処遇：1に記載の者に該当する者であって、非行の傾向がより進んでおらず、かつ、開放処遇に適するもの (収容期間は4月以内)。
7 嶋谷宗泰	少年院における教科教育～その歩みと現状と課題	刑政 9 (11) pp.24-33 1987	実践報告	法務省 矯正局	授業実践の具体的目標を明確にすること。出院後の学びの継続性を考えると、部外の専門家との協力体制を促進すること。
8 嶋谷宗泰	非行少年の教育に関する研究動向：精神薄弱児・情緒的未成熟者の処遇について	特殊教育学研究 25 (4) pp.57-61 1988	実践報告	法務省 矯正局	非行のある精神薄弱者の問題性を事例の分析と集計を経て整理し、対象者の特質を明示し個別的処遇計画の作成と管理を電算化し得る道を開いた。
9 砂川朝春・川辺均司・宣保安雄・栗国孝信	主要教科の教育状況について	九州矯正 41 (1) pp.166-170 1988	実践報告	法務省 矯正局	在籍校への電話連絡など、進路指導に関するることなど、学校との連携 (連絡) を密にすることが必要である。
10 中津達雄・別所恒夫・鷺 義信・谷口隆志	一般短期処遇における教科教育の充実について～訪問授業定着の試み	矯正教育研究 34 pp.29-32 矯正協会1989	実践報告	法務省 矯正局	院外委託教育という可能性を探り、在籍校への電話連絡。進路指導に関するることなど、学校との連携 (連絡) を密にするために協議会の開催や双方の来校、来院など双方向の試みが紹介されている。
11 福田信義	少年院での教科教育	更生保護 4 (11) pp.40-43 1989 日本更生保護協会	実践報告	法務省 矯正局	卒業と復学の問題について学校が消極的な場合に、学校への理解を求めることは必要である。
12 江尻信夫	実践レポート・盛岡少年刑務所における通信制課程高校教育	刑政 10 (5) pp.104-110 1997 矯正協会	実践報告	法務省 矯正局	盛岡少年刑務所は、昭和51年から高卒資格を取得できる通信課程をもうけ、その仕組みの紹介である。刑事施設でも学びたい意欲のある者への教育の権利が行使できる環境が整えられている。
13 石川和貴・後藤 恒・加藤裕樹	少年院における高校通信制課程の歩みと現状	矯正教育研究 48 pp.19-26 2003 矯正協会	実践報告	法務省 矯正局	問題点として義務教育未修了者に対する教科教育の問題点に重なる点が多いこと。多くの在院者は通信制課程を修了しないまま出院時期を迎えることとなり、出院後の継続の難しさがある。本人の自主的な行動力を育てることや、サポート校への編入を進める程度で、その後の保護環境と合わせた解決策の必要性を言及している。

14 清田 勝・ 溝口慎二・ 伊藤貴史・ 樋口信男・ 廣田将和・ 山崎慎一郎	宇治～分数チ ャレンジ	矯正教育研究 49 pp.44-50 2004 矯正協会	実践報告	法務省 矯正局	義務教育未修了者や、軽度の発達障害に 視点を置いた実践報告である。計算の手 順が複雑で、イメージしにくい抽象的な 分数を、「寮全体の分数の平均点を上げ る」という課題をだすなどして、教科学 習を利用した集団作りの試みの成果報告 である。
15 山下嘉一・ 石橋淳祐・ 酒井裕樹・ 高井健司・ 濱中祥光・ 向井 義	学習スタイル に応じた授業 の展開	矯正教育研究 53 pp.45-49 2008 矯正協会	実践報告	法務省 矯正局	在院者の学習環境を整えるための新た な方法を構築することを目的とし、① 「感覚・感情（具体的な経験）」と「思 考（抽象的概念化）」、②「行動」と 「観察」の二軸を類型化し、学習スタイル を4つの領域に分け、それぞれに当 てはまる学習者に適切な学習方法を用 いることができることから、多彩な背 景を持つ学習者を対象にした教育では、 この4MATシステムを利用した教授法 は有効である。
16 高橋信夫・ 山中秀午・ 大本浩嗣・ 岩室佳秀・ 榎實 剛・ 原 宗徳・ 林田卓也	算数のつまず きと教科教育 について～算 数のつまずき を克服した要 因と教科教育 についての一 考察～	矯正教育研究 53 pp.91-95 2008	実践報告	法務省 矯正局	言語能力の向上が算数の学力向上につな がるのではないかという仮説を立て、複 数の外部協力者を得てチーム・ティー チングを実施することで個別指導を充実さ せる試みを紹介。
17 樋口宣樹	高等学校卒業 程度認定試験 合格を目指し て～喜連川少 年院の取組～	刑政12 (10) pp.31-39 2009 矯正協会	実践報告	法務省 矯正局	高等学校通信制課程を有する少年院に おいて、入院時期と入学・編入時期が 合わなかったなどの理由で、同課程に 在籍していない者、職業能力開発課程 に在籍しているが高卒試験受験の必要 性が高い者に対する指導の流れと課題 に言及している。
18 宇治田直樹・ 石井秀之・ 田口 大	就学支援の充 実方策～高等 学校卒業程度 認定試験受験 に向けた指導 の現状と課題 ～	第45回東北矯 正研究会発表 妙録 pp.20-21 2009	実践報告	法務省 矯正局	在院者の学歴の変化に付随し、中等・特 別少年院における受験指導の実践を報告 している。
19 和田 実	赤城少年院に おける教科教 育とその指導	刑政12 (10) pp.48-57 2009 矯正協会	実践報告	法務省 矯正局	教科教育の難しさとして、①在院者の基 礎学力が不足している、②五月雨式にク ラス編入があるため編入時期によらず 「わかる授業」を行わなければならない こと、③個々の学習進度がまちまちのた め学習進度が遅れがち、④外部講師の必 要性について、さらに、⑤在籍中学校と の連携、⑥保護者と学校との連携を促す ことが必要、⑦進路の検討で保護者との 連絡の必要性などあげる。
20 齊木 稔	赤城少年院に おける教科教 育	日本矯正教育 学会第47回大 会 発表論文 2011 pp.83-85.	実践報告	法務省 矯正局	和田 (2009) と同様の問題点を挙げ、入 院期間が短い中で新入院期間から基礎 的な教科の学習を始め6か月の個別指導 計画と併せて、日中の学習時間と夜間と の自習が可能な教材開発への提言。

21 林 和治	少年院における教育を巡って～教官の経験を通して～	早稲田大学社会安全政策研究所紀要第5号pp.80-102 2013	実践報告	元法務省矯正局	個別支援計画にそって教育目標が達成するよう、矯正教育の考え方は、①生活する、②体験する、③身につける、④見つめる、⑤考える、の視点をもって指導し支援する姿勢を示すものであった。
22 鈴木太地・佐野雅之・新井俊行・西野直人	電子黒板等の教育ICTの導入について～その1	日本矯正教育学会第50回大会発表論文集2014 pp.97-101	実践報告	法務省矯正局	要点をつかんだ授業として、①一貫性を持った授業を行うことができ、②音声機能を効果的に授業で用いることを通じて、在院生の興味関心を引き出すことができ、③職員の負担軽減が大いに期待できる。
23 谷村昌昭	少年矯正の現場から（第4回）少年院における教科指導及び就学支援の取組について	家庭の法と裁判 pp.151-155 2017 家庭の法と裁判研究会	実践報告	法務省矯正局	A少年院での修学支援の取組として積極的な授業と自習でのICT活用と、私語厳禁の中でのアクティブラーニングの取組を紹介し義務教育段階の教科教育の充実を図っている成果が示された。
24 藤田知美	少年院における教科教育	特殊教育学研究 2013年 51巻 3号 pp.321-328	文献	法務省矯正局	嶋谷以降の研究動向を文献から分析し、少年院が学校教育法に定める学校ではないという点から、実務家が苦しんできた点を示している。国が在院者をどのように教育を受ける権利を保障していくのか公教育の導入への理論的な検討と、合理的な行政システムの構築をする研究の必要性を提言。
25 多田庶弘	刑事施設収容者の学ぶ権利	埼玉学園大学紀要 経済経営学部篇19 pp.27-38 2019	文献	大学教員	学ぶことの権利について課題として、①桐分校に女子部の創設、及び女子の矯正施設で通信制高校生を桐分校と同様に女性にも権利の行使を拡大し、また、ICTの活用と、桐分校の理念をすべての刑事施設で取り入れることなど見直しが必要を提言している。
26 高橋一雄	矯正教育における教科指導（補習教育指導）の役割	立教大大学院21世紀社会デザイン研究19 pp.129-142 2020,	質問紙調査	矯正施設外部講師	通常の補習教育指導では小学校算数を独力で修了するのは難しいが、集団授業の指導であれば基礎学力は確実に中学数学以上に向上することが示された。
27 谷村昌昭	「少年院在院者に高等学校の学びの機会を」	刑政 132（4） pp.34-41 2021-04 矯正協会	事業報告	法務省矯正局	文科省と法務省が学びの保障として協議してきた少年院内で始まる私学通信制高校について、ネット環境の整備、外部支援者との連携、保護者との協議など退院後を見据えた新たな進路指導及び法務省の見解を示した。
* 先行研究の藤田知美（2013）を参考に、文献を整理し、矢作が加筆修正し作成。					

(注)

1) 松本少年刑務所内では、松本市立旭町中学校桐分校がある（「特別教科指導（E2）」主要5教科に加え体育・音楽・道徳の教育を現在は実施）。

2) 1997（平成9）年の児童福祉法等の一部を改正する法律の経過措置として当分の間、児童自立支援施設の長が入所中の児童に学校教育に準ずる教科指導を実施することができる。

3) 2015年度から新潟少年学院に「重点指導コース」を設け、2017年度からは多摩少年院に設置した。2018年度は、各管区に1庁程度と、女子施設が加わるなど合計13庁に拡大している。こうした取組の影響もあって、全科目合格者数は、2010年では116人であったところ、2019年には202人と順調に増えている。全科目合格者の中には、出院後、大学受験に合格した者もいる現在、各少年院では、2007年度から、高等学校卒業程度認定試験を少年院内で受験することが可能となった。

引用文献

- ・海後宗臣『教育原理』朝倉書店、1950、pp.79-116
- ・多田一・東山哲也「刑事施設における教科指導に関する研究」『中央研究所紀要(20)』、pp.121-263、2010、<https://www.jca-library.jp/resource/kiyou/PDFfile/20-02.pdf>
- ・NHK学園成果物については、2018年度 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/24/1418857_02.pdf (2020.11.30閲覧)、及び、2019年度 https://www.mext.go.jp/content/20200923-mxt_koukou02-100014275_16.pdf
- ・全国定時制通信制高等学校長会成果物3、pp.107～ https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/24/1418864_03.pdf (2020.11.30閲覧)
- ・法務省「《現状と課題》犯罪をした者等に対する・学校等と連携した修学支援の実施等・効果的な指導の実施等」 <http://101.110.15.201/content/001227057.pdf>
- ・文部科学省平成29年度委託調査研究報告書「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」 https://www.mext.go.jp/content/20201006-mxt_koukou01-000010291_00.pdf
- ・只野智弘・岡邊健・竹下賀子・猪爪祐介「非行からの立ち直り(デシスタンス)に関する要因の考察-少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて-」『犯罪社会学研究』日本犯罪社会学会編 42 (2017) pp.74-90
- ・多田庶弘「刑事施設収容者の学ぶ権利」埼玉学園大学紀要. 経済経営学部篇第19巻、2019、pp.27-38
- ・矢作由美子「少年院における修学支援の現状と課題～ICTの活用と実践と考察」『文教大学教育研究所紀要』第27号、2018、pp.125-136
- ・衆議院議員義家弘介事務所『後援会通信「週間よしいえ」(第287号2020年6月29日版)』
- ・鷺野薫「子どもの権利条約等国際人権準則から見た少年院法と少年鑑別所法」『國士館法學』第50号、2017、pp.230-232
- ・工藤啓「認定特定非営利活動法人育て上げネット」『開かれた少年院実現に向けた少年院の取組実態に関する調査』の報告書は、直接団体概要：
<https://news.yahoo.co.jp/byline/kudokei/20191031-00149092/> (2020.11.30閲覧)
- ・NPOキズキ <https://kizuki-corp.com/news/20190905-ibaraki-nougei/> (2020.11.30閲覧)
- ・工藤啓 <https://news.yahoo.co.jp/byline/kudokei/20190214-00114818/> (2020.11.30閲覧)
- ・「高校WG第11回資料」(2020.11.30閲覧) https://www.mext.go.jp/content/20201021-mxt_koukou01-000010619_02.pdf